



鳥取県公報

平成13年3月28日(水)
号外第24号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)..... 1

———公布された条例のあらまし———

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税に関する事項

住宅の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成16年6月30日(現行平成13年6月30日)まで延長することとした。(第80条関係)

2 自動車税に関する事項

(1) 平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度及び翌々年度に以下の特例措置を講ずることとした。(第138条、第139条関係)

ア 最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、メタノール自動車及び天然ガス自動車について、税率を概ね100分の50軽減すること。

イ 最新排出ガス規制値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすものについて、税率を概ね100分の25軽減すること。

ウ 最新排出ガス規制値より25パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすものについて、税率を概ね100分の13軽減すること。

(2) 平成13年度及び平成14年度に下記の年限を超えている自動車(低公害車及び一般乗合用バスを除く。)について、その翌年度から以下の特例措置を講ずることとした。(第138条、第139条関係)

ア ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課すること。

イ ガソリン車(液化石油ガス車を含む。)で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課すること。

3 軽油引取税に関する事項

特約業者及び元売業者以外の者が行う軽油の輸入に係る申告納付期限を輸入の時まで(現行 輸入した日の翌月末日まで)とすることとした。(第187条及び第196条関係)

4 その他

(1) 法人等の県民税及び法人の事業税について、会社分割・合併等による企業組織再編に係る清算所得に関する所要の改正を行うこととした。

(2) 所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、2は平成14年4月1日から、4(1)は平成13年3月31日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第19号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">（1）法人等の県民税</td> <td style="width: 60%;">ア 略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 法第53条第1項、第2項又は第6項の申告書でその提出期限までに提出</td> <td>略</td> </tr> </table>	（1）法人等の県民税	ア 略			イ 法第53条第1項、第2項又は第6項の申告書でその提出期限までに提出	略	<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">（1）法人等の県民税</td> <td style="width: 60%;">ア 略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 法第53条第1項、第2項又は第4項の申告書でその提出期限までに提出</td> <td>略</td> </tr> </table>	（1）法人等の県民税	ア 略			イ 法第53条第1項、第2項又は第4項の申告書でその提出期限までに提出	略
（1）法人等の県民税	ア 略												
	イ 法第53条第1項、第2項又は第6項の申告書でその提出期限までに提出	略											
（1）法人等の県民税	ア 略												
	イ 法第53条第1項、第2項又は第4項の申告書でその提出期限までに提出	略											

	したものに係る税額	
	ウ 法第53条第1項、第2項又は第6項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	略
	エ 法第53条第9項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日(法第53条第10項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	オ 略	
(2) 略		
(3) 法人の事業税	ア 略	
	イ 法第72条の25第5項、法第72条の26第4項又は法第72条の28第2項、法第72条の29第2項、法第72条の30第2項若しくは法第72条の31第2項において準用する法第72条の25第5項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
	ウ~オ 略	
(4)~(13) 略		
2~4 略		

	したものに係る税額	
	ウ 法第53条第1項、第2項又は第4項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	略
	エ 法第53条第7項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日(法第53条第8項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	オ 略	
(2) 略		
(3) 法人の事業税	ア 略	
	イ 法第72条の25第5項、法第72条の26第4項又は法第72条の28第2項、法第72条の29第2項、法第72条の30第2項、法第72条の31第2項若しくは法第72条の32第2項において準用する法第72条の25第5項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
	ウ~オ 略	
(4)~(13) 略		
2~4 略		

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1)(2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
(2) 平成9年4月1日から平成14年3月31日までの間 (以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び精算所得に係る法人税割	100分の5

2～6 略

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人等は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第6項及び第9項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2及び3 略

(事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあつては各事業年度の収入金額、特定信託(法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者である法人が行う信託業にあつては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間(法第72条の13第11項から第15項までの規定により求められる同条第1項に規定す

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1)(2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
(2) 平成9年4月1日から平成14年3月31日までの間 (以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び精算所得に係る法人税割	100分の5

2～6 略

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人等は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項及び第7項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2及び3 略

(事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあつては各事業年度の収入金額、特定信託(法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者である法人が行う信託業にあつては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間(法第72条の13第9項から第13項までの規定により求められる同条第1項に規定す

る計算期間をいう。以下この節において同じ。)の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

2及び3 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条 略

2 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税の税率は、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

略

3～5 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第5項の総務省令で定める様式によって、当該所得、清算所得又は収入金額に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
(1)～(6) 略	
(7) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人	残余財産の確定した日から1月以内の期間(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前

る計算期間をいう。以下この節において同じ。)の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

2及び3 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条 略

2 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税の税率は、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

略

3～5 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第5項の総務省令で定める様式によって、当該所得、清算所得又は収入金額に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
(1)～(6) 略	
(7) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人	残余財産の確定した日から1月以内の期間(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前

日までの期間)

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率の特例)

第80条 住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が昭和56年7月1日から平成16年6月30日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納付手続)

第134条 略

第7款 自動車税

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新車新規登録 法附則第12条の3第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。
- (2) 電気自動車等 法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車等をいう。
- (3) 低燃費車 法附則第12条の3第3項に規定する低燃費車をいう。
- (4) 窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項に規定する窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、特別環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに

日までの期間)	
(8) 法第72条の32第1項の規定の適用を受ける法人	合併の日から2月以内の期間

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率の特例)

第80条 住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が昭和56年7月1日から平成13年6月30日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納付手続)

第134条 略

第7款 自動車税

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新車新規登録 法附則第12条の3第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。
- (2) 電気自動車等 法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車等をいう。
- (3) 低燃費車 法附則第12条の3第3項に規定する低燃費車をいう。
- (4) 窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項に規定する窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、同表の税率の欄に定める額とする。

特別環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の最大軽減税率の欄に定める額とし、環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の中間軽減税率の欄に定める額とし、環境配慮型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境配慮型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の軽減税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

2 前項の旧登録自動車とは、次の各号に掲げる自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

(1) 平成3年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成元年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車

(2) 平成4年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成2年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前号に掲げる自動車を除く。）

3 第1項の特別環境重視型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で法附則第12条の3第3項の総務省令で定めるもの及び電気自動車等をいう。

4 第1項の環境重視型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車（前項に規定する特別環境重視型低燃費車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。

5 第1項の環境配慮型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の4分の3を超えない自動車（第3項に規定する特別環境重視

型低燃費車及び前項に規定する環境重視型低燃費車を除く。)で法附則第12条の3第7項の総務省令で定めるものをいう。

自動車			通常税率	重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率	軽課税率
(1) 乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a 総排気量(ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積(以下この表において「総容積」という。)に1.5を乗じて得た容積とする。以下この表において同じ。)が1リットル以下のもの	7,500円	8,200円	4,000円	6,000円	7,000円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	9,300円	4,500円	6,500円	7,500円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円	10,400円	5,000円	7,500円	8,500円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円	15,100円	7,000円	10,500円	12,500円
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円	17,200円	8,000円	12,000円	14,000円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円	19,600円	9,000円	13,500円	16,000円

自動車			税率
(1) 乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a 総排気量(ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積(以下この表において「総容積」という。)に1.5を乗じて得た容積とする。以下この表において同じ。)が1リットル以下のもの	7,500円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円

	g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円	22,500円	10,500円	15,500円	18,000円
	h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円	25,900円	12,000円	18,000円	21,000円
	i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	29,900円	14,000円	20,500円	24,000円
	j 総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円	44,700円	20,500円	31,000円	35,500円
	k <u>電気自動車等</u>	7,500円		4,000円		
イ 自家用	a 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円	26,000円
	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円	37,900円	17,500円	26,000円	30,500円
	c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円	43,400円	20,000円	30,000円	34,500円
	d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円	49,500円	22,500円	34,000円	39,500円
	e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円	56,100円	25,500円	38,500円	44,500円
	f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円	63,800円	29,000円	43,500円	50,500円

	g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円
	h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円
	i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円
	j 総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円
	k <u>電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの</u>	7,500円
イ 自家用	a 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円
	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円
	c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円
	d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円
	e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円
	f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円

f	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000円	24,200円	11,000円	16,500円	19,500円
g	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円	22,500円
h	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円	26,000円
i	最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	22,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,500円を加算した額	26,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,100円を加算した額
j	小型自動車に属するけん引車	7,500円	8,200円	4,000円	6,000円	7,000円
k	普通自動車に属するけん引車	15,100円	16,600円	8,000円	11,500円	13,500円
l	小型自動車に属する被けん引車	3,900円				
m	普通自動車に属する被けん引車	7,500円				
(a)	最大積載量が8トン以下のもの					

f	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000円
g	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	25,500円
h	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500円
i	最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額
j	小型自動車に属するけん引車	7,500円
k	普通自動車に属するけん引車	15,100円
l	小型自動車に属する被けん引車	3,900円
m	普通自動車に属する被けん引車	7,500円
(a)	最大積載量が8トン以下のもの	

		(b) 最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額					
	n	電気自動車等	10,200円		5,500円			
	o	総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	12,800円	14,000円	6,500円	10,000円	11,500円	
イ	自家用	a 最大積載量が1トン以下のもの	8,000円	8,800円	4,000円	6,000円	7,000円	
		b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	11,500円	12,600円	6,000円	9,000円	10,500円	
		c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	16,000円	17,600円	8,000円	12,000円	14,000円	
		d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	20,500円	22,500円	10,500円	15,500円	18,000円	
		e 最大積載量が4ト	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円	22,500円	

		(b) 最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額					
	n	電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの	10,200円					
	o	総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	12,800円					
イ	自家用	a 最大積載量が1トン以下のもの	8,000円					
		b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	11,500円					
		c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	16,000円					
		d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	20,500円					
		e 最大積載量が4ト	25,500円					

	ンを超え5トン以下のもの					
f	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	30,000円	33,000円	15,000円	22,500円	26,500円
g	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	35,000円	38,500円	17,500円	26,500円	30,500円
h	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	40,500円	44,500円	20,500円	30,500円	35,500円
i	最大積載量が8トンを超えるもの	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額	30,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	35,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,500円を加算した額
j	小型自動車に属するけん引車	10,200円	11,200円	5,500円	8,000円	9,000円
k	普通自動車に属するけん引車	20,600円	22,600円	10,500円	15,500円	18,000円
l	小型自動車に属する被けん引車	5,300円				
m	普通自動車に属する被けん引車	10,200円				
	(a) 最大積載量が8トン以下のもの					

	ンを超え5トン以下のもの	
f	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	30,000円
g	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	35,000円
h	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	40,500円
i	最大積載量が8トンを超えるもの	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額
j	小型自動車に属するけん引車	10,200円
k	普通自動車に属するけん引車	20,600円
l	小型自動車に属する被けん引車	5,300円
m	普通自動車に属する被けん引車	10,200円
	(a) 最大積載量が8トン以下のもの	

		超え70人以下のもの					
		f 乗車定員が70人を 超え80人以下のもの	25,500円		13,000円	19,500円	22,500円
		g 乗車定員が80人を 超えるもの	29,000円		14,500円	22,000円	25,500円
	(イ)	a 乗車定員が30人以 下のもの	26,500円	29,100円	13,500円	20,000円	23,500円
	一般	b 乗車定員が30人を 超え40人以下のもの	32,000円	35,200円	16,000円	24,000円	28,000円
	乗合	c 乗車定員が40人を 超え50人以下のもの	38,000円	41,800円	19,000円	28,500円	33,500円
	用の	d 乗車定員が50人を 超え60人以下のもの	44,000円	48,400円	22,000円	33,000円	38,500円
	もの	e 乗車定員が60人を 超え70人以下のもの	50,500円	55,500円	25,500円	38,000円	44,000円
	以外	f 乗車定員が70人を 超え80人以下のもの	57,000円	62,700円	28,500円	43,000円	50,000円
	の	g 乗車定員が80人を 超えるもの	64,000円	70,400円	32,000円	48,000円	56,000円
イ	(ア)	a 乗車定員が30人以 下のもの	33,000円	36,300円	16,500円	25,000円	29,000円
自	(イ)	b 乗車定員が30人を 超え40人以下のもの	41,000円	45,100円	20,500円	31,000円	36,000円
家用	に掲	c 乗車定員が40人を 超え50人以下のもの	49,000円	53,900円	24,500円	37,000円	43,000円
	げる	d 乗車定員が50人を 超え60人以下のもの	57,000円	62,700円	28,500円	43,000円	50,000円
	もの	e 乗車定員が60人を 超え70人以下のもの	65,500円	72,000円	33,000円	49,500円	57,000円
	以外						
	の						

		超え70人以下のもの					
		f 乗車定員が70人を 超え80人以下のもの	25,500円				
		g 乗車定員が80人を 超えるもの	29,000円				
	(イ)	a 乗車定員が30人以 下のもの	26,500円				
	一般	b 乗車定員が30人を 超え40人以下のもの	32,000円				
	乗合	c 乗車定員が40人を 超え50人以下のもの	38,000円				
	用の	d 乗車定員が50人を 超え60人以下のもの	44,000円				
	もの	e 乗車定員が60人を 超え70人以下のもの	50,500円				
	以外	f 乗車定員が70人を 超え80人以下のもの	57,000円				
	の	g 乗車定員が80人を 超えるもの	64,000円				
イ	(ア)	a 乗車定員が30人以 下のもの	33,000円				
自	(イ)	b 乗車定員が30人を 超え40人以下のもの	41,000円				
家用	に掲	c 乗車定員が40人を 超え50人以下のもの	49,000円				
	げる	d 乗車定員が50人を 超え60人以下のもの	57,000円				
	もの	e 乗車定員が60人を 超え70人以下のもの	65,500円				
	以外						
	の						

			f 乗車定員が70人を 超え80人以下のもの	74,000円	81,400円	37,000円	55,500円	64,500円			
			g 乗車定員が80人を 超えるもの	83,000円	91,300円	41,500円	62,500円	72,500円			
		(イ) 学校教育法第1条に規 定する学校が所有し、かつ、 専らその学生、生徒、児童 又は幼児の通学の用に用い るもの	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額			
(4) 特種 用途自動 車(3輪 の小型自 動車であ るものを 除く。)	ア 営 業用	(ア) 霊き ゆう 車	a 乗車定員が3人 以下のもの	6,500円	7,100円	3,500円	5,000円	6,000円			
			b 乗車定員が4人 以上のもの	12,000円	13,200円	6,000円	9,000円	10,500円			
		(イ) その 他	a 最大 積載量 の定め のない もの又 は最大 積載量 が1ト ン以下 のもの	(a) 車両 重量が2 トン以下 のもの	6,500円	7,100円	3,500円	5,000円	6,000円		
				(b) 車両 重量が2 トンを超 え4トン 以下のも の	9,000円	9,900円	4,500円	7,000円	8,000円		
			(c) 車両 重量が4 トンを超 え6トン 以下のも の	12,000円	13,200円	6,000円	9,000円	10,500円			

			f 乗車定員が70人を 超え80人以下のもの	74,000円							
			g 乗車定員が80人を 超えるもの	83,000円							
		(イ) 学校教育法第1条に規 定する学校が所有し、かつ、 専らその学生、生徒、児童 又は幼児の通学の用に用い るもの	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額	ア(ア) に定める 額			
(4) 特種 用途自動 車(3輪 の小型自 動車であ るものを 除く。)	ア 営 業用	(ア) 霊き ゆう 車	a 乗車定員が3人 以下のもの	6,500円							
			b 乗車定員が4人 以上のもの	12,000円							
		(イ) その 他	a 最大 積載量 の定め のない もの又 は最大 積載量 が1ト ン以下 のもの	(a) 車両 重量が2 トン以下 のもの	6,500円						
				(b) 車両 重量が2 トンを超 え4トン 以下のも の	9,000円						
			(c) 車両 重量が4 トンを超 え6トン 以下のも の	12,000円							

(d) 車両 重量が6 トンを超 え8トン 以下のも の	15,000円	16,500円	7,500円	11,500円	13,500円
(e) 車両 重量が8 トンを超 え10トン 以下のも の	18,500円	20,300円	9,500円	14,000円	16,500円
(f) 車両 重量が10 トンを超 え12トン 以下のも の	22,000円	24,200円	11,000円	16,500円	19,500円
(g) 車両 重量が12 トンを超 え14トン 以下のも の	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円	22,500円
(h) 車両 重量が14 トンを超 え16トン 以下のも の	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円	26,000円

(d) 車両 重量が6 トンを超 え8トン 以下のも の	15,000円
(e) 車両 重量が8 トンを超 え10トン 以下のも の	18,500円
(f) 車両 重量が10 トンを超 え12トン 以下のも の	22,000円
(g) 車両 重量が12 トンを超 え14トン 以下のも の	25,500円
(h) 車両 重量が14 トンを超 え16トン 以下のも の	29,500円

		(i) 車両重量が16トンを超えるもの	29,500円 に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が48,300円を超えるときは48,300円)	32,400円 に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに5,100円を加算した額(その額が52,800円を超えるときは52,800円)	15,000円 に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに2,400円を加算した額(その額が24,600円を超えるときは24,600円)	22,500円 に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,500円を加算した額(その額が36,500円を超えるときは36,500円)	26,000円 に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,100円を加算した額(その額が42,400円を超えるときは42,400円)
		b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)アに定める額	(2)アに定める額	(2)アに定める額	(2)アに定める額	(2)アに定める額
		c 3輪の小型自動車に属するもの	4,500円	4,900円	2,500円	3,500円	4,000円
イ 自 家用	(ア) 教 習 車	a 乗用車に類するもの	(1)イに定める額	(1)イに定める額	(1)イに定める額	(1)イに定める額	(1)イに定める額
		b トラックに類するもの	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額
		c バスに類するもの	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額
(イ) キャン ピング ・ト レー ラー	a 普通自動車に属するもの	10,200円					
	b 4輪以上の小型自動車に属するもの	5,300円					

		(i) 車両重量が16トンを超えるもの	29,500円 に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が48,300円を超えるときは48,300円)
		b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)アに定める額
		c 3輪の小型自動車に属するもの	4,500円
イ 自 家用	(ア) 教 習 車	a 乗用車に類するもの	(1)イに定める額
		b トラックに類するもの	(2)イに定める額
		c バスに類するもの	(3)イ(ア)に定める額
(イ) キャン ピング ・ト レー ラー	a 普通自動車に属するもの	10,200円	
	b 4輪以上の小型自動車に属するもの	5,300円	

(ウ) キャンピング車	a	総排気量が1リットル以下のもの	23,600円	25,900円	12,000円	18,000円	21,000円
	b	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	30,300円	14,000円	21,000円	24,500円
	c	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	34,700円	16,000円	24,000円	27,500円
	d	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	39,600円	18,000円	27,000円	31,500円
	e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	44,800円	20,500円	31,000円	35,500円
	f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	51,000円	23,500円	35,000円	40,500円
	g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円	58,500円	27,000円	40,000円	46,500円
	h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	67,300円	31,000円	46,000円	53,500円
	i	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	77,400円	35,500円	53,000円	61,500円
	j	総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	97,600円	44,500円	67,000円	77,500円
(工) その	a	最大積載量	8,000円	8,800円	4,000円	6,000円	7,000円
	(a)	車両重量が2					

(ウ) キャンピング車	a	総排気量が1リットル以下のもの	23,600円				
	b	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円				
	c	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円				
	d	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円				
	e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円				
	f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円				
	g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円				
	h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円				
	i	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円				
	j	総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円				
(工) その	a	最大積載量	8,000円				
	(a)	車両重量が2					

他	の定め のない もの又 は最大 積載量 が1ト ン以下 のもの	トン以下 のもの						
	(b) 車両 重量が2 トンを超 え4トン 以下のも の	11,500円	12,600円	6,000円	9,000円	10,500円		
	(c) 車両 重量が4 トンを超 え6トン 以下のも の	16,000円	17,600円	8,000円	12,000円	14,000円		
	(d) 車両 重量が6 トンを超 え8トン 以下のも の	20,500円	22,500円	10,500円	15,500円	18,000円		
	(e) 車両 重量が8 トンを超 え10トン 以下のも の	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円	22,500円		
	(f) 車両 重量が10 トンを超 え12トン 以下のも の	30,000円	33,000円	15,000円	22,500円	26,500円		
他	の定め のない もの又 は最大 積載量 が1ト ン以下 のもの	トン以下 のもの						
	(b) 車両 重量が2 トンを超 え4トン 以下のも の	11,500円						
	(c) 車両 重量が4 トンを超 え6トン 以下のも の	16,000円						
	(d) 車両 重量が6 トンを超 え8トン 以下のも の	20,500円						
	(e) 車両 重量が8 トンを超 え10トン 以下のも の	25,500円						
	(f) 車両 重量が10 トンを超 え12トン 以下のも の	30,000円						

			(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	35,000円	38,500円	17,500円	26,500円	30,500円				(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	35,000円
			(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	40,500円	44,500円	20,500円	30,500円	35,500円				(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	40,500円
			(i) 車両重量が16トンを超えるもの	40,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その額が65,700円を超えるときは、65,700円)	44,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,900円を加算した額(その額が72,100円を超えるときは、72,100円)	20,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,200円を加算した額(その額が33,300円を超えるときは、33,300円)	30,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が49,300円を超えるときは、49,300円)	35,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに5,500円を加算した額(その額が57,500円を超えるときは、57,500円)				(i) 車両重量が16トンを超えるもの	40,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その額が65,700円を超えるときは、65,700円)
			b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額				b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)イに定める額
(5) 3輪の小型自動車	ア 営業用		c 3輪の小型自動車に属するもの	6,000円	6,600円	3,000円	4,500円	5,500円				c 3輪の小型自動車に属するもの	6,000円
			a 小型自動車に属するもの	4,500円	4,900円	2,500円	3,500円	4,000円				a 小型自動車に属するもの	4,500円
			b 3輪の小型自動車に属するけん引車	3,900円	4,200円	2,000円	3,000円	3,500円				b 3輪の小型自動車に属するけん引車	3,900円

		c 3輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900円				
イ 自家用	a	小型自動車に属するもの	6,000円	6,600円	3,000円	4,500円	5,500円
	b	3輪の小型自動車に属するけん引車	5,300円	5,800円	3,000円	4,000円	5,000円
	c	3輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300円				

第139条 前条第1項の表(2)アのaからiまで及び同表(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同項の規定を適用した場合に同項の表の通常税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の重課税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の重課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の最大軽課税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の中間軽課税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の中間軽課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の軽課税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率	軽課税率
営業用	総排気量が1リットル以下のもの	3,700円	4,100円	1,800円	2,800円	3,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700円	5,200円	2,300円	3,500円	4,000円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円	6,900円	3,200円	5,000円	5,500円

		c 3輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900円			
イ 自家用	a	小型自動車に属するもの	6,000円			
	b	3輪の小型自動車に属するけん引車	5,300円			
	c	3輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300円			

第139条 前条の表(2)アのaからiまで及び同表(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、同条の規定にかかわらず、同条に定める額に、次の表の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の税率の欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

自動車		税率
営業用	総排気量が1リットル以下のもの	3,700円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円

自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,200円	5,700円	2,600円	4,000円	4,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,300円	6,900円	3,200円	5,000円	5,500円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円	8,800円	4,000円	6,000円	7,000円

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第144条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条、第12条若しくは第13条の規定による登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の
 手続をする際に、法第152条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(鉱区税の税率)

第148条 略
 2及び3 略

自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,200円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第144条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条、第12条若しくは第13条の規定による登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の
 手続をする際に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者)の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 乗車定員又は最大積載量
- (4) 車両重量(特種用途自動車である場合に限る。)
- (5) 総排気量又は定格出力
- (6) 自動車登録番号
- (7) 定置場
- (8) 納税義務の発生の年月日及びその原因
- (9) その他知事が必要であると認める事項

(鉱区税の税率)

第148条 略
 2及び3 略
 4 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和30年法律第156号)第54条の許可が拒否されたことにより石炭を掘採することができない採掘鉱区についての鉱区税の税率は、

4 略5 略

(自動車取得税の申告納付)

第178条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、法第699条の11第1項の総務省令で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1)~(4) 略

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、法第699条の11第2項の総務省令で定める様式によって、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

5 略6 略

(自動車取得税の申告納付)

第178条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税の課税標準額及び税額その他の法第699条の11第1項の総務省令で定める事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第167条第1項又は第168条第1項若しくは第2項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1)~(4) 略

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、次に掲げる事項を記載した報告書を同項各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。この場合において、自動車の取得が第167条第1項又は第168条第1項若しくは第2項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

(1) 自動車の取得をした者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 第168条第1項の規定に該当する場合にあっては、取得した自動車について所有権を留保している者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3) 取得した自動車の定置場の所在

(4) 自動車を取得した年月日

(5) 自動車の取得の方法及び取得価額

(6) 取得した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

(7) 乗車定員又は最大積載量及び総排気量

(8) 自動車の登録番号又は車両番号

(9) その他知事が必要であると認める事項

(軽油引取税の納税義務者等)

第187条 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

(1)~(10) 略	
(11) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該消費又は譲渡に係る数量	消費又は譲渡をする者
(12) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該輸入に係る数量	輸入をする者(関税法(昭和29年法律第61号)第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者)

2及び3 略

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成15年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第190条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第187条第1項の表(3)から(12)までの規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

2 略

(軽油引取税の納税義務者等)

第187条 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

(1)~(10) 略	
(11) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造又は輸入をして、当該製造又は輸入に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該消費又は譲渡に係る数量	消費又は譲渡をする者

2及び3 略

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成15年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(11)までの軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第190条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第187条第1項の表(3)から(11)までの規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

2 略

(軽油引取税の申告納付)

第196条 第190条第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に定めるところによって申告した税額を、それぞれ納付書によって納付しなければならない。

(1)~(6) 略

(7) 第187条第1項の表(12)に該当する者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(軽油引取税の申告納付)

第196条 第190条第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に定めるところによって申告した税額を、それぞれ納付書によって納付しなければならない。

(1)~(6) 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成13年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条、第40条、第43条、第55条、第58条及び第60条の改正並びに附則第2条及び第3条の規定 平成13年3月31日

(2) 第134条の次に第134条の2を加える改正、第138条、第139条、第144条及び第178条の改正並びに附則第4条の規定 平成14年4月1日

(3) 第148条の改正 平成14年3月31日

(県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人等の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人等の県民税及び各計算期間の法人税額に係る法人等の県民税並びに施行日以後に解散(合併による解散を除く。以下この条及び次条において同じ。)が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人等の県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人等の県民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人等の県民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人等の県民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人等の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税及び各計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後に解散が行われる場合の解散による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び

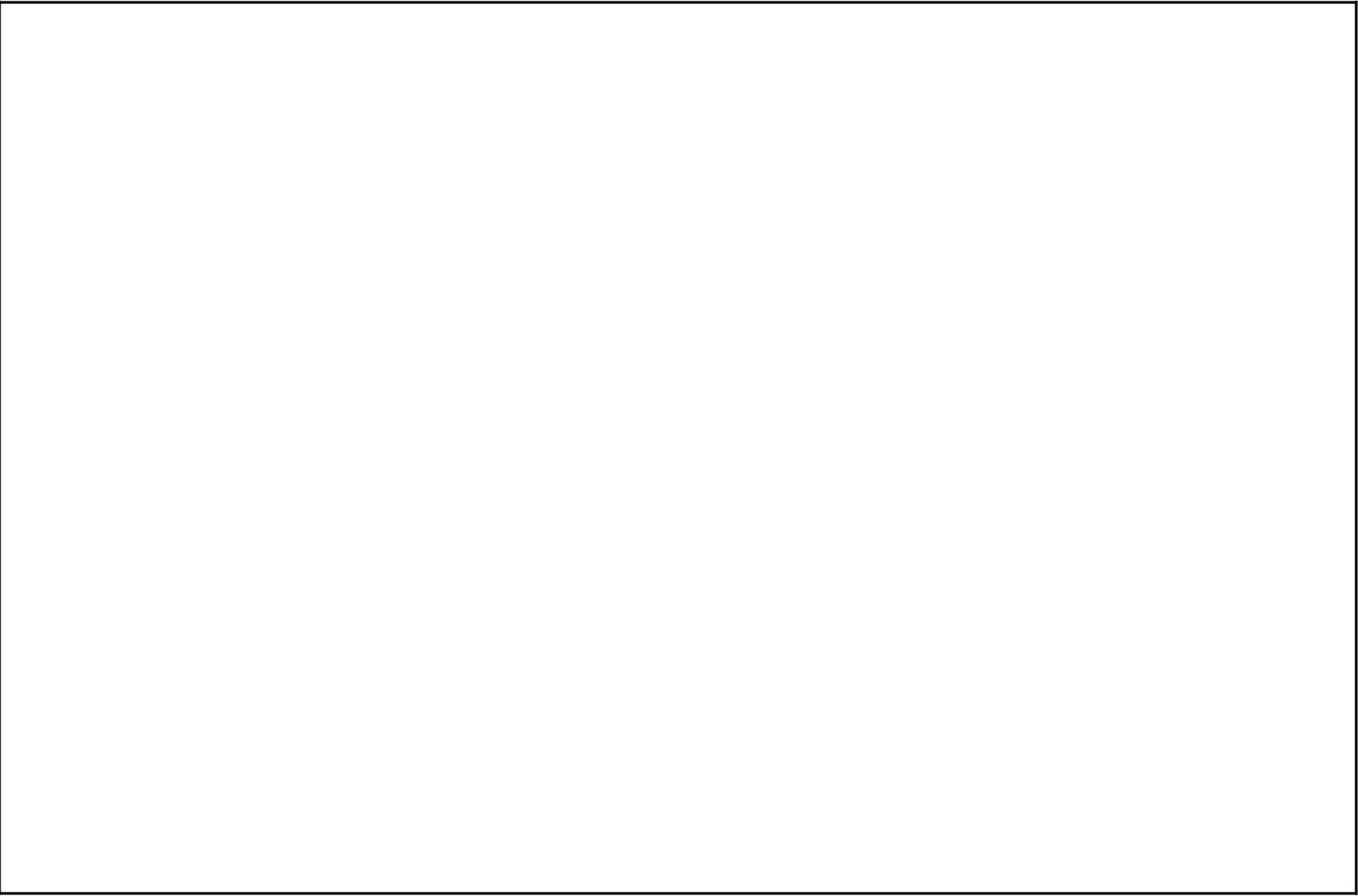
残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。) について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人の事業税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第134条の2、第138条及び第139条の規定は、平成14年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成13年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第5条 新条例第187条第1項の表(12)、第189条及び第196条第7号の規定は、平成13年6月1日(以下この条において「適用日」という。)以後に行われる新条例第187条第1項の表(12)の軽油の輸入に対して課すべき軽油引取税について適用し、適用日前に輸入が行われた軽油に係る改正前の鳥取県税条例第187条第1項の表(11)の軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。



発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥 取 県 【定価 1部 1か月2,200円 (送料を含む。)】
(URL:<http://www1.pref.tottori.jp/>)



生産割合率100%再生紙を印刷して1本字